

●宅建報酬額票-アクリルサイン 注文書



※記入必須

貴社名 _____

〒 [] [] [] - [] [] [] []

所在地 _____

ご担当者様 _____ Tel _____ Fax _____

メールアドレス _____ @ _____

印刷下地 _____和紙1 _____和紙2 _____和紙3 _____木目1 _____木目2
 _____大理石1 _____大理石2 _____水面1 _____水面2 _____白
 ご希望の下地に
チェック _____グレー _____黒 _____淡い黄色 _____淡い緑 _____ベージュ

化粧ビス _____シルバー _____ゴールド _____ツヤ消しシルバー _____銅ブロンズ _____
 ご希望の色に
チェック

価格 製作費-23,000円-税別 送料-1,500円-税別 代引き手数料-0円

お届け方法 宅急便コレクト送り (代引き) 吊下げ用紐・金具付属します。

●この製品は、角ゴシックのみとなっています。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額

昭和五十八年五月二十二日国土交通省令第百九十九号
 令和元年八月三十一日国土交通省令第百九十九号

一回の取引の報酬	一回の取引
一回の取引を二回以上の取引とする報酬	一回の取引
一回の取引を三回以上の取引とする報酬	一回の取引
一回の取引を四回以上の取引とする報酬	一回の取引
一回の取引を五回以上の取引とする報酬	一回の取引

第一 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額は、前条第一項の規定による報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第二 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第三 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第四 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第五 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第六 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第七 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第八 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第九 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第十 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第十一 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第十二 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第十三 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第十四 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第十五 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第十六 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第十七 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第十八 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第十九 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

第二十 前項の規定は、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して得ることができる報酬の額の範囲内において、次に掲げる額を超えてはならない。

- 1.こちらでレイアウトした校正図を、FAXでお送りします。
- 2.校正図の誤字、脱字等をご確認頂いた後に製作します。
- 3.製作納期は校正完了日から、1週間程度必要とします。
- 4.発送日が確定しましたらFAX or E-mailでご連絡します。